



〒186-0002
国立市東 3-11-12-103
tel/fax042 - 580 - 2780

<http://homepage2.nifty.com/uemura-kazuko/index.html> E-mail:kobusinoki.uemura@nifty.ne.jp

今こそ、“生きる権利を市民の手で

国立市議会議員 上村和子

厳しい時代になってきました。「弱肉強食」の理屈が大手をふって、まかり通るようになってきました。リストラ、失業、医療・介護保険に見られる本人負担増等、憲法に保障されているはずの人権が、憲法を遵守すべき責務を持つ国から侵害されてきています。経済（政策）も福祉も教育も、「国家にとって役に立たない人間は、いらぬ」と言っているかのようです。能力主義、競争主義が教育制度へも浸透し、差別と管理を生み、その場にいられない多くの子どもを生み出します。

本来ならば「市民派」上原市長は、そういった国の流れに抵抗し、地方自治の精神に基づき、独自施策を積極的に打ち出すべきですが、むしろ国と方向を同じくしているのが実

国立市は「お金がない」と言いながら、33億円もの買い物を

しようとしている！

清化園跡地 16億6千万円

ハケ下公園用地 3億円

中1丁目駐車場、駐輪場 13億円

この33億円の返済のために、市民に負担がかかるのではないかと指摘したところ、上原市長の答えは「市民の財産となるのだから、市民負担はやむをえない」というものでした。

購入に当たり、前以って議会に諮らず市民の了承も得ずに、市民に大きな負担を強いる今回のやり方を黙って見過ごすことはできません。

(助役の答弁から上村が概算)

態です。

9月議会において、補正予算、ひとり親医療費改悪、国民健康保険の条例改定案、「拉致問題」に関する決議に、私一人が反対の意志表示をしました。そのNO!は、生きる権利を主張する市民の声の表明であると私は確信しています。

今こそ、一人ひとりの命が大切にされるシステムを、国立市に構築しなければならないと思います。



新しい事務所に移りました(5ページ参照)

上村和子市議会レポート 14・目次

- ・9月議会 上村和子一般質問(支援費支給制度、認証保育A型、教育問題)...2-3
- ・福祉(介護保険、国民健康保険、ひとり親家庭等の医療費助成一部見直し、子ども家庭支援センター)...4-5
- ・朝鮮民主主義人民共和国による拉致事件についての決議/「いま、くにたちから平和の声を」集会報告/上村新事務所紹介...5
- ・情報問題 陳情(異議申立て放置-市教委は速やかな事務処理を 住基ネット接続-市長は釈明を 住基ネット参加の再考)...6-7
- ・「上原市長ハココロザンデウゴイテル人デハナイ」井上スズ/上村和子活動日誌/12月議会案内...8

上村和子* 一般質問

支援費支給制度について、生存権の視点で質問

〔上村和子 確認事項〕

1. 支援費支給制度になっても現行のサービスを低下させない姿勢であること。
2. 障害のある人が地域で日常的に自立して生活していく上で重要かつ必要なのは、ホームヘルパー及び介助者の存在であること。
3. ホームヘルパー派遣については、国立市は重度の一人暮らしの障害者の方、障害者当事者に対して行われているということ。
4. 現在、市内に1日24時間の介護が必要な方が何人かいる。市も必要性を感じていること。
5. 現行では1日19時間の派遣制度しかないこと。隣の府中市では24時間の介護を保障、厚生労働省はホームヘルパー派遣時間の上限枠撤廃の通知をしている。
6. 知的障害者のガイドヘルパー制度について。来年度から国立市としても導入する。
7. 第二次地域保険福祉計画の見直しは、当事者の意見を聞き市の福祉行政に活かす。

〔質問〕

- Q1. 必要な人には24時間ホームヘルプサービス事業の実現が必要であるがどうか。
- Q2. 全身性障害介護人派遣事業について、当事者にとって現行のまま続けられることが望ましいがどうか。
- Q3. 知的障害者へのガイドヘルパー制度の導入は具体的にはどのような形か。
- Q4. 第二次地域保険福祉計画の見直しは、いつから立ち上げるのか。

〔福祉部長の回答〕

- A1. 24時間ホームヘルパーはコストの問題があり、実現が難しく今後の検討課題。
- A2. 全身性障害者への介護の必要は考えている。事業者は市ではなく他の事業者との協働。
- A3. 知的障害者へのガイドヘルパーに関しても同様な形で。
- A4. 第二次地域保険福祉計画は今年の10月から

来年3月までの見通しで見直しを。

〔支援費支給制度について上村和子の意見〕

現在障害当事者の自薦ヘルパーによって賄われている全身性障害者介護人派遣制度。

支援費支給制度発足によって大きく転換する。8時間を限度に365日必要な人に必要なだけ、現在44名の利用者がいて、介護人登録が128人。この方たちの中には無資格でどこの事業所にも属していない方たちがたくさんいます。このようなヘルパーを受け入れる事業所が市内にどれくらいあるのでしょうか。市がやるべきことは、全身性障害者介護人派遣事業をやる事業所を見つける、市自らも事業所となることです。そうでないと、いままで市の責任でやってきたことが、障害者当事者に背負わされることが予想されます。そのことを市がどうしていくのかが問われています。支援費支給制度になっても現行の支給量、支給の質を落とさない姿勢が大事です。

「認証保育A型」について

上原市長になってから保育政策をどのように採っていくかといったとき、認証保育制度を適用していくという根本的な問題があります。保育行政というのは、子どもの育ちを考えてどうあるべきかという本来的なビジョンがあつてのこと。その意味で多くの疑問があります。三多摩医療生協に見られる国立市の事前協議のあり方、プロセスの不透明さ、議会に対する説明の曖昧さ。さらにそこからの疑惑。市の職員が事業者にも市民が情報公開を求めていることを話したかもしれない。そのようなことの事実はどうなのか、議会が調査すべき問題。

教育問題について

国立の教育改革について、3年間の総括と今後の方向性について質問しました。

さらに、「子どもの権利が守られてきたか」「学校の主体性が守られてきたか」という質問に対しては、「子どもたちの学ぶ権利を保障することが子どもの権利の第一に位置づけられること。今は地方分権の時代なので、学校の主体性を尊重しないで学校教育の充実はあり得ない」という答えでした。

これらの石井教育長の発言の中身が、現場では実際どうであるか、調査・点検して、12月議会でとりあげたいと思います。市民のみなさんは、これらの石井教育長の発言をどう思われますか。感想や学校現場の実態について、みなさんの声をお寄せください。お待ちしております。

参考（石井教育長の答弁）

私は平成11年の10月に教育長に着任いたしました。私の在職3年間の教育行政の総括をということの御質問ですのでお答えいたします。教育行政についての、私の基本認識は就任にあたっての関係機関へのあいさつの中で明らかにしております。その中で、簡単に申し上げますと、文教都市くにたちの名にふさわしい大人と子どもがともに学び合う地域社会をつくりたい。このように述べております。これは基本的な認識として全く変わっておりません。そして、そのような基本認識に立って、次のような具体的な目標を掲げて、各年度教育行政を進めてまいりました。1年目は、子どもたちの学ぶ権利を保障することです。そして、2年目は学校を地域に開くということを進めてまいりました。そして、3年目の今、公立学校の信頼回復ということで、その具体的な施策として、例えば授業時数の確保の問題でありますとか、あるいは少人数授業の実施等々の教育課程全般の改善について進めてまいりました。また、教職員の研究や研修の充実、そして、学校を地域に開く具体的な施策としての学校公開週間の実施等を、今、進めております。

その3年間の総括は二つあります。一つを申し上げます。子どもたちが落ちついて学べる教育環境が整いつつあると、私はそのように考えております。これは私が進めました教育改革が着実に進んだ結果であり、教育水準は向上している。このように私は考えております。それから、3年間の総括の二つ目であり、いわゆる教育の荒廃と言われる現象が目に見えて減っております。例えばたれの目にも明らかな学級崩壊。3年前には複数の学校で複数の学級がかなり目に余る状態がございました。今は限りなくゼロに近い。ほとんどゼロといってもいいと思います。それから、中学校を中心とする校内暴力です。いわゆる校内の荒れというのはどこに学校でも多かれ少なかれあるわけですから、しかし、これも著しく、おかげさまで鎮静化しております。それから、主として中学校に見られます不登校生徒の減少傾向であります。平成10年度、残念ながら東京で一番という不登校の率、これも関係者の努力、大きな努力の結果、今、かなりの部分、改善されております。結論として、議員の主張される括弧つきの教育改革ではなく、私は本物の教育改革が着実に前進しつつあると、このように認識しております。

最後に、今後の教育改革の方向性についてでございますが、引き続き課題として、私は一番大きな課題は、公立学校教育における公共性の確保である。このように考えております。子どもたちはどの学校に存在しようとも、公立学校であれ、私立学校であれ、基本的に同じような水準の教育を受ける。そして基本的な学力を身につける。そのことを保障されるべきであると、私は考えます。そして、学校の役割としては、知識を体系的に教えることが学校の主要な任務であると、私はかたく信じております。なぜなら、人間は学ぶべきときを失うと、あとから取り戻すことが大変困難な存在であるがゆえでございます。したがって、公立小中学校の教育の充実が何よりも今要請されている。そのために、教育行政としては、全力を挙げて努力を傾けてまいりたいと、このように考えております。

「くにたちの教育改革」 についての意見交換会

11月21日(木)19:00～

くにたち福祉会館で

コメンテーター：石井小夜子さん(弁護士)

みんなで話し合います!

補正予算・条例案 上村和子・賛否

「住基ネット」の費用で補正予算に反対

今回の補正予算で地方交付税7億7000万円支給決定に伴う補正がなされました。普通交付税を算定する中に「住基ネット」の費用も含まれていません。これは、国が決定した事業であり、地方自治体で負担するものではありません。その指摘に対する答えは明確ではありませんでした。

1億1600万円かかる市内LAN工事に反対

今回新たに280台のパソコン(100台買い取り180台リース)を導入し、市内および市役所関連(学校も)33施設も含めネットワークで結ばれます。導入費、維持費、メンテナンス費など費用面での危惧・コンピューターのネットワーク化で避けられない情報漏洩のおそれ・事務の効率化は人と人の顔が見える市民サービスからはかけ離れる危険性を指摘します。

ティーチングアシスタント導入に反対

大学生を教員の補助とする制度。私は、教員資格のない大学生が公教育の場に入ってくる問題の指摘し、市教委からはティーチングアシスタントが単独で子どもを教えることはあり得ないと明言。ティーチングアシスタントがクラスの「問題」になる子どもの担当となって取り出しの授業の教え手になることのないよう強く指摘しました。

国立市市民表彰条例に反対(上村のみ)

今まであった表彰条例の中から公務員対象を除き市民枠を拡大するものです。市民の中に表彰される人・されない人が、公によって選別され、権威づけられるのは問題です。

市長、収入役、助役、教育長の給料を6ヶ月間5%カットする条例案可決(上村賛成)

財政難を理由に5%カットするということですが、「金がない」といいながら33億円の土地を買う矛盾を指摘しました。現在の給料月額、市長95万円、助役81万5千円、収入役75万円、教育長75万円です。4者4年間の在職で計3808万円にも及ぶ退職金など見直すよう強く要請しました。また理事職・管理職手当についても、市長の講演料、教育長の大学非常勤講師料など、との関係を考慮し再度見直すよう要請しました。

福 社

〔 介 護 保 険 〕

「要介護5」に多いサービス未利用者

福祉保険委員会で「介護保険事業計画見直しの取り組みについて」当局から報告

介護保険法の規定による5年を1期とする事業計画の3年目ごとの見直しに向けて、市介護保険運営協議会での審議が行われています。私は、まず認定者・未利用者数等について質問しました。未利用者は全員在宅であると考えられるので、とくに在宅認定者の状況がわかる数値を求めたところ、後日ようやく下表の回答がありました。これを見ると未利用者の割合がとくに「要介護5」で多いことに驚かされました。みずから申請して認定された、一番介護を必要とするランクの方々が、なぜこのように介護保険制度を利用していないのかということです。市当局は“大した問題ではない”という反応でしたが、それ自体非常に問題です。

事業計画の見直しは当然現場の声を反映して行われなければなりません、そのためには未納者と未利用者の分析、とくに未利用者がなぜ使わないのかという現状の正確な認識なくして行うことはできないと、考えます。見直しに当たって実態調査を未利用者から始める、そしてそれは現在市が行っているような郵送によるアンケートではなく、職員が歩いて実態を把握するよう市当局に要望しました。

〔 国民健康保険 〕

「国民健康保険条例の改正案」と「平成14年度国保特別会計補正予算案」について審議

福祉保険委員会に出された条例改正提案はごく一部を除いた負担率の増加、所得制限の導入、結核・精神医療給付に自己負担導入の3点です。私は、当事者の立場に立ってもう一度実態把握をすること、国に対して国庫補助金、調整交付金を要請していくこと、を市当局に要請し、当事者の負担増という観点から、条例改正案には反対しました。

〔ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部見直し〕(上村のみ反対)

外来の一般分一部負担金の改正により、本人負担の月額上限額が引き上げられます。外来で診療所にかかった場合、従来は医療費の1割、月額上限額3,200円と1日850円、月4回までの定額払いの選択性だったものから、一律医療費の1割を負担し、個人の月額上限額12,000円(世帯での月額上限額42,000円)とするもの。1ヶ月の医療費が最大4倍近く負担増になります。

市内のひとり親の実態について質問したところ、助成対象世帯数391世帯中376世帯が母子家庭という市の回答。

児童扶養手当も変わる中、シングルマザーの暮らしが今大変厳しい状況に置かれていることが想定されます。国の医療制度の改正に伴う今回の改正ですが、国の制度が厳しくなった時こそ、市として社会保障制度を手厚くしていく必要があります。シングルマザーの生活を圧迫し、子ども達にしわ寄せがいくような改正は許せません。

表 介護保険サービスの利用状況について (2002年2月介護保険事業状況報告から抜粋)

単位：人

		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
認定者数		222	319	210	177	176	195	1,299
内訳	居宅サービス利用者数	166	195	136	86	85	79	747
	施設サービス利用者数	1	47	51	49	72	74	294
	サービス未利用者数	55	77	23	42	19	42	258

[子ども家庭支援センターの問題性] 2003 年度開設・一時保育も検討というが (福祉保険委員会)

市が検討している一時保育は、既存の公市立保育園の自主的な取り組みによって行うということでした。しかしながら待機児を抱え保育園に空きがない現状では、保育園で専用の部屋を確保しての実施は不可能に近いのです。この問題でも明らかなように、「子ども家庭支援センター」について市がビジョンをもっているとは思えません。そもそも、子どもの人権の視点に立った保育行政を行おうとしているのでしょうか。

2000 年春、ワーキンググループ児童部会は、子どもの権利条約 / 女子差別撤廃条約 / 家族的責任条約 (ILO156 号) の視点に立った提言をしました。今年 10 月から地域保健福祉計画の見直しを行います。児童部会を再度立ち上げて 2000 年の提言の再確認をするべきです。上原市長は貴重な提言を忘れていないのでしょうか。

上村和子事務所が新住所に移りました

新しい上村和子事務所は東 3 丁目、国立駅方面から来ると三小通りの左側、一橋大グラウンドの先 40 メートル、グリーンの外壁に赤と白の縞の日よけが目印です。

「スペースこぶしの木」と名づけました。みんなで市政を変えていく拠点にしていきたい、と夢を広げています。早速「10.8 くにたちから平和の声を！」の集まりをここで開きました。

ぜひ一度お越し下さい！



朝鮮民主主義人民共和国による拉致事件の徹底解明・再発防止と被害者・家族の救済、および諸課題解決のための日朝両国間対話の継続を求める決議

反対したのは、上村 1 人だけでした！

市議会最終日の 9 月 18 日、突如この決議の動議が「慎重にすべき」と私が反対したにもかかわらず提出されました。拉致問題の徹底解明は必要ですが、日本が朝鮮を植民地化したことが朝鮮分断をもたらし、また日本への朝鮮民衆の拉致の責任を取らず、国交正常化にも取り組まなかったという外交政策の問題があります。国交回復への協議の中でこそ、この問題も本当に解決できると考えます。

《10.8 ミニ集会報告》

いま、くにたちから平和の声を

1 年前にアメリカがアフガン空爆を始めた 10 月 8 日のこの日、アジア各地の女たちに連帯して、私は事務所「スペースこぶしの木」を会場にして「10.8 ミニ集会 ～「拉致」報道にからめとられるな～」を開きました。

在日コリアンの女性お二人から話を聞きながら、10 名余りの参加者がそれぞれ朝鮮と日本の関係についての体験や現状、とくに報道のあり方も含めて「拉致」問題について話し合いました。

参加者から、「いま拉致問題だけがクローズアップされているが、朝鮮問題の歴史的背景抜きに考える事は出来ない。いまこそきちんと問題として取り組んで行く必要がある。」「朝鮮学校生徒に対する暴行・脅迫は許せない。」「拉致問題に関する日本国政府のこれまでの対応の責任こそ大きい。報道のされ方を見ているとそこがあいまいにされようとしている。」「政治的な流れを考えると、戦争につながるような気がして恐ろしい。」など、さまざまな意見が出されました。

最後に、これからもかけがえのない人の命を思い、平和への思いを語り合いながら、「戦争のできる国」へと押しやる力に抵抗し、あらゆる差別と暴力を許さないという声を、くにたちから上げ続けていくことを確認しました。

情報問題 市民から三つの陳情

その1

1年半も異議申立て書を放置！

国立市教育委員会の法令に則った
速やかな事務処理を求める陳情

市教委、「違法性 認める」と答弁
炭谷昇

9月議会に、「国立市教育委員会の法令に則った速やかな事務処理を求める陳情」を提出した。不採択にはなったものの、「異議申立て書を審査会に諮問する」と市教委が答弁したことで、実質的には陳情内容は認められた。

コトの発端は、2000年12月に出した「異議申立て書」。ある文書を開示請求したところ、市教委は「不存在のため非開示」と通知してきた。しかし、この文書の存在は明らかと思われ、市教委が紛失・隠蔽している疑いもあるので、異議申立てした。条例では異議申立ては、教育委員会にかけられ、その後、審査会へと諮られることになっている。しかし、1年半経っても、結果の通知が送られてこないため、今年の7月に、学校指導課に経過を問い合わせしてみた。すると、「(1)受理したかも分からない (2)いまどの段階にあるのかも分からない (3)受理・現状について、いつまでに答えられるかも分からない」という。その後、何度か問い合わせたが、相変わらず「分からない」と繰り返すので、1年半も「異議申立て書」を放置している「不作為」についての「異議申立て書」を出した。ところが、市教委は、これもまた放置した(行政不服審査法では、20日以内と期限が定められているにもかかわらず！)

こんなでたらめな役所はもうお手上げ！ということで、仕方なく、市議会に陳情を出した。

総務文教委員会では、重松・柏木両議員が事実関係を問い、市教委の対応の杜撰さが浮き彫りになった。さらに最終本会議では、上村議員の質問に対し市教委は、「反省している」「総体的に違法性があった」「これらの異議申立て書

は、審査会に諮問する」などと答弁した。しかし「何がどの法律に違反していたのか」「今後、どう改善していくのか」という点については、最後まで、具体的な答弁はされなかった。

上村議員も述べていたが、議場で「違法性がある」という答弁が平気で通ってしまうというのは、いったいどういうことなのだろうか？ 議会は、行政の条例の運用をチェックする役割を負っているはずなのだが...

特に、公明党に聞いてみたい。これまで、「法令に則って」と市教委を追求してきたのに、なぜ、この陳情は、黙って不採択なんですか？

その2

「市民派」市長が住基ネット接続とは?!

住基ネット接続に関して、
上原市長に釈明を求める陳情

金塚貞文

さぞ驚かれた人も多いでしょう。国立の「市民派」市長は、お隣の国分寺「保守」市長のお誘いも断って、市長自ら、危険極まりないと言って、延期を申し入れていた住基ネットに、わたしたちの個人情報接続してしまったのです。こんなことは断じて許し難いと、早速、「STOP!住基ネット・くにたち市民の会」を立ち上げて、市長交渉等、この間、活動してきたのですが、「市民派」市長は、国の法律は守らなければならない、違法とならない方法を検討中などと、辻褄の合わない返答を繰り返すばかり。それって、つまり、違法が合法になる、あり得ないことでも、検討すると言っておけば、何となく努力したように思わせられるという、あざとい手管じゃありませんか。

これでは埒があかぬと、「市民の会」に参加した市民は、市議会への陳情と、監査請求、考えられる市民の異議申し立てに訴えたのでした。いつもは門前払いだった監査請求、住基ネット接続に関わる税金の支出を市長に返還させるといふ請求は、驚くなかれ、受理され、現在、監査中なのです。何しろ、市長自身が「すべきで

ない」と言っていたことなのだから、税金を使うなどもってのほかではありませんか。

もっと驚いてほしいのが、市議会への陳情の方。陳情は二つ。一つは、接続の再考を求めるもの、もう一つは、接続したことへの市長の釈明を求めるもの。住基ネットに反対していた市長与党なら、当然、二つの陳情を採択してくれるとばかり思っていたのだが、あに凶らんや、共産党、社民党、生活者ネット、新しい風、いわゆる革新、市民派を名乗る連中は、再考には賛成したものの、市長の釈明には反対という、これまた辻褃の合わない態度をとったのです。それどころか、市長に釈明を求めるなど「言語道断」といったような時代錯誤的な言葉まで弄して、陳情者をなじるに至ってはなにをか言わんやではあった。国の圧力に苦しんでおられる市長様に、因縁をつけるとは何事だと言うのでありましょうか。「市民派」市長とは、市民を守る市長ではなく、自らの保身のためには市民を犠牲にすることも厭わぬ、そういう市長のことなのでしょうか。今回の二つの陳情を通して、いわゆる革新、市民派なるものも、与党となれば、自民公明に負けず劣らず、市民の利害より、市長擁護が優先するという、要するに、「まさにカズ」の権力亡者、国体護持政党であったということが明らかになったわけで、その意味で、実に有意義な陳情ではありました。

その3

住基ネットへの参加の再考を求める陳情

陳情を提出するに至って感じた事

図師美鈴

国立市は国に対してすばらしい意見書を送付したにもかかわらず、結果は残念ながら参加する事になりました。この事は市民のみならず他市、他県の方も意外な結果だと思われる方が大勢いました。しかしながら一人一人が真剣に考え、市に対して働きかける事によって道が開け

ると信じています。市の広報に、住基ネット参加した理由は「国が違法と言っているから」という説明がありましたが、住基ネットそのものが憲法違反(憲法13条の自己情報をコントロールする権利を、侵害するもの)だという事で訴訟が起こっています。国は住基ネットが憲法違反ではないという根拠を述べられない現状です。住基ネットに500億以上も注ぎ込んで、何をしたいのか私達に説明もないままに進んでいます。「防犯」に名を借りて監視システムに相当な費用がかけられているのも事実ですが、人間としての存在に負を残す事になる事も考えなくてはなりません。私達の行動すべてが国、大企業に監視される世の中になるとは夢にも思いたくないですよ。このままでは近い将来住基コード番号で、名前、現時点の位置、店で買い物、お昼はを食べ、でトイレに行き、時に帰宅、さらに病歴、学歴、財産、借金、信仰と、個人情報が照合される可能性大です。

私達が行動してきた事は、市長に対しての要望書、中止請求、監査請求、陳情の署名等、運動してきましたが、もっと広く声を大にして大勢の方々に声をあげてもらいたい一心です。陳情署名をもっと早く始めていたらという私個人としての反省もありますが、一週間足らずで数百人以上集めた事実はそれだけ市民の関心が高い、私の誠意が通じた(?)と思っております。時間がないと言いながらもすぐ応じて下さった方、知人が旅行先で「住基コードが送られてきて憤慨してどうしていいかわからない、国立は参加しないのよね」と聞かれて参加した事にビックリされた事、おかしいと思っているが忙しく行動できない等いろんな声を聞くことができました。そして快く署名に賛同された方に感謝しています。この事は政党の違いを超えて不安の声が一層高まっています。私達は国に管理されたくありません。私達が国を監視する事によって、個人のプライバシーが守られています。本物の地方自治を獲得する為には私達の行動が問われています。

上原市長ハ
ココロザシデ ウゴイテイル人デハナイ
井 上 スズ

第三回定例九月議会に「上原市長は、自ら延期を求めた住基ネットに、稼働当日、即座に接続したことに對して、わたしたち市民に説明責任を果たし、それを怠ったことを謝罪すること。」という陳情を、Kさんと私で提出しました。

九月一八日の最終本会議で賛成・反対同数となったものを小沢議長（共）は反対。陳情は不採択となりました。

私も含め多くの市民は「上原市長は繋がらないだろう」と過信していたのではないのでしょうか。「へえー つないだのー」という声をたくさん耳にしました。

一方パフォーマンスがお得意の上原市長は国会で継続審議中の「有司法制関連三法案」について小泉首相に質問書を提出、回答を得て再質問をしました。

このことはマスコミが大きく取り上げ、上原市長はさらに全国に名を馳せたようです。

八月五日、市長どうするんだらうと市民がハラハラしている前日の八月四日、市長出身地の宮崎市で「異議あり！有司法制」と題する講演を行ったという。（「社会新報」より）

有事関連三法案（通つては困る）が法制化されてしまえば住基ネット同様「法律違反になるから」と市民の期待を裏切るであろう。

上原市長は他所から講演を頼まれることがお好きらしく、年間どの位の件数が不明だが、せっせと講師料稼ぎをしていると聞きます。片や石井教育長は「在庁時間が短い、外にいる時間の方が長いのは」と議会で指摘されています。兩人とも顔が外へ向き過ぎです。私の親しい友人の一人が「上原市長はこころざしで動いている人ではない」と批判しています。

残念ながら私も同じにみえています。

（上村和子と歩む会代表）

<u>上村和子活動日誌</u> （2002年7月～10月前半）		8.6	情報公開及び個人情報保護審議会
7.2	情報公開及び個人情報保護審議会	8.8-10	全国革新議員会議（静岡）出席
7.4-5	福祉保険委員会視察（仙台市、多賀城市）	8.10	第3回元気になるコンサート主催
7.5	「市民の経済学」学習会 駅頭情宣	8.11	教育集会参加
7.7	第3回市民の経済学学習会主催「国立市の財政分析」	8.14	音楽の広場ボラテア（くにたち苑）
7.10	住基ネットについて市と話し合い	8.19	住基ネット市長交渉、市民行動参加
7.17	三多摩医療生協、保育所、病後児保育室見学	8.23	情報公開及び個人情報保護審議会
7.20	上村和子議会報告会	8.25	住基ネット学習会参加
7.21	学習会参加（学区自由選択制）	8.27	国立駅舎保存の会、現場説明
7.24	情報公開及び個人情報保護審議会	9.2-18	9月議会
7.27	住基ネット、駅頭情宣	9.12	・住基ネット監査請求の意見陳述
7.29	住基ネット学習会（わくわく塾利用）	9.12	・スカレキャナルス外についての話し合い
7.31	住基ネット、駅頭情宣	9.13	教育チャータースクール学習会参加
8.1	あすなる、音楽の広場、ボラテア参加	9.16	新事務所に移越し
8.2	市長へ住基ネットに関して説明を求め緊急要請書を提出（市長不在）	9.27	情報公開及び個人情報保護審議会
8.2-4	住基ネット、駅頭情宣	9.29	加害者としての戦争を語る会学習会（共催）
8.5	市長へ住基ネット切断を求める要請書提出（市民行動参加）	10.2	住基ネット訂正請求市民の市との話し合いに同席支援
		10.8	「今くにたちから平和の声を」ミニ集会
		10.9	青空会で支援費支給制度の説明

2001年度決算委員会 11月7・8/11・12日 12月議会 12月2日（月）～
見て、聞いて、体験しよう、私たちの市議会!! ぜひ傍聴に来てください!